

質問表別紙（投資助言・代理業用）

金融商品取引業者向けの総合的な監督指針（以下「監督指針」と言います。）に記載してあるとおり、投資助言・代理業を行う者は、経営管理について業務の健全かつ適切な運営を確保していただく必要があります。監督指針を参照のうえ、下記の項目に関する対応について、具体的に記載して頂くようお願いします。

1. 投資助言業に係る業務の適切性

- 法令遵守態勢（監督指針Ⅶ-2-1-1）
- 勧誘・説明態勢（監督指針Ⅶ-2-1-2（1））
- 投資顧問契約の解除（監督指針Ⅶ-2-1-3（1））
- 弊害防止措置（監督指針Ⅶ-2-1-4（1））
- 代理・媒介業者の法令違反に係る防止措置（監督指針Ⅶ-2-1-5（1）、（2））

2. 代理・媒介業に係る業務の適切性

- 法令遵守態勢（監督指針Ⅶ-2-2-1）
- 代理・媒介業者の態勢（監督指針Ⅶ-2-2-2（1））
- 投資者保護のための情報提供（監督指針Ⅶ-2-2-3（1））

3. 二以上の所属業者から代理・媒介業を受託する場合の措置

- 顧客に対する説明等（監督指針Ⅶ-2-2-4）